

コカ・コーラボラーズジャパングループ（CCBJIグループ）OB会

## 南九州爽友会 会則

<名 称>

第1条 CCBJIグループ南九州爽友会（以下本会という）と称する

<目 的>

- 第2条
1. 本会は南九州コカ・コーラグループ（MCBグループ）、コカ・コーラウエストグループ（CCWグループ）、コカ・コーラボトラーズジャパングループ（CCBJIグループ）《以下会社という》で、苦楽を共にした会員相互の交流と親睦を深めるとともに、コカ・コーラファミリーの育成を支援することを目的とする。
  2. 会員の皆さんが、いい年のとり方のために、お互いの生活の中での情報を交換して、愉快地、楽しく過ごして、お互いの元気を貰う。

<運営>

第3条 本会の運営は、本会の事務局を通じて行い、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社人事厚生部の支援を受ける

<会員>

- 第4条
1. 本会の会員は、下記内容に該当し、本会の目的に賛同する者とする。  
MCB及びMCBグループ会社に入社して、CCW及びCCWグループ会社、CCBJI及びCCBJIグループ会社に在籍実績があり本人からの申し出により、南九州爽友会役員会の承認を受けた役員、社員とする。但し、CCW及びCCWグループ会社、及びCCBJI及びCCBJIグループ会社に入社した者で退職後、入会の申し出があった場合は、南九州爽友会役員会にて審議するものとする。
  2. 入会希望者は、年会費の入金が確認された日から会員として適用される
  3. 新規退職者への「入会申込書」の配布は、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社人事厚生部に依頼する。

<事業>

第5部 本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う(別表1)

- (1) 会員相互の親睦に関する事業
- (2) 南九州爽友会だよりの配布に関する事業
- (3) 慶弔見舞金の給付に関する事業
- (4) その他本会の目的に関する事業

<慶弔見舞金>

第6条 第5条3項の慶弔見舞金に関しては、別に定める(別表2)

<入会>

- 第7条 1. 本会に入会する場合、所定の申込用紙により、本会に届けるものとする。  
2. 入会は年会費の入金が確認された後、承認される。

<退会>

- 第8条 1. 会員は、次の各号のいずれか該当した場合、本会を退会するものとする。  
(1) 本人からの申し出があった時  
(2) 本人が死亡した時  
(3) 本会の役員会にて除名が承認された時  
(4) 前年度の会費が未納の場合  
2. ただし、本人からの復帰の申し出があった場合、役員会の承認を受け、未納分会費の納入を条件で再加入を許可する。

<役員構成および役割>

- 第9条 1. 本会は次の役員を置く  
(1) 会 長 1名  
会長は本会を代表し会務を統括する  
(2) 副会長 1名  
副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はこれに代わり職務を代行する。  
(3) 県支部長 4名(熊本県は会長が兼務)  
担当県の代表として、本会の目的を達成するために各県の事業を推進する。  
(4) 理 事 数名(最多8名までとする)  
理事は本会の円満な運営に必要な事項を審議する  
(5) 監 事 1名  
監事は事業の執行状況および会計を監査する  
(6) 事務局長  
事務局長は本会の事務(会計業務も含む)を統括する。  
(7) 県支部理事  
県支部長を補佐し、本会の目的を達成するために各県の事業を推進する。  
2. 会長、副会長、事務局長は熊本県在住者とする。

<役員選出>

- 第10条 役員は総会において選出する

<役員任期>

- 第11条 役員任期は原則として、改選年の総会当日より、2年後の総会当日までとする。

<役員報酬>

- 第12条 1. 会長は役員会の承認を受けて、役員へ報酬を払う事ができる。  
2. 役員報酬額は年間総額で10万円を超えることはできない。

<総会>

- 第13条 1. 総会は全会員を持って構成し、次の事項を審議決定する。  
(1) 会則の決定、改廃に関する事項  
(2) 予算及び決算に関する事項  
(3) 役員を選任及び解任に関する事項  
(4) その他、本会の運営上に関する事項  
2. 総会は原則として年1回、会長の招集により開催する。  
但し、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。  
3. 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決定する。

<役員会>

- 第14条 1. 役員会は総会で選任された役員で構成し、次の事項を審議決定する。  
(1) 総会に付議する事項  
(2) 総会で決議された事項の執行に関する事項  
(3) その他、総会の決議を要しない、会務の執行に関する事項  
2. 役員会は原則として年1回、会長の招集により開催する。  
但し、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。  
3. 役員会の議決は、出席役員員の過半数をもって決定する。

<事務局>

- 第15条 本会の事務局は、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社熊本工場  
物流倉庫に置く。

<情報提供と管理>

- 第16条 1. 退職者情報、慶弔関係情報等で本会の運営上に必要な事項は、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社人事厚生部より提供を受ける。  
2. 本会の運営上必要な情報の管理業務はコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社人事厚生部に委託する。

<会 費>

- 第17条 1. 年会費は1,000円とする。  
但し、年会費は原則として5年間分を一括納入とする。
2. 入会初年度は当年度8月末までとする
3. 理由の如何を問わず年会費の返還はしない。

<資 産>

- 第18条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 会費
- (2) コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社からの補助金
- (3) 資産より生じる収入
- (4) その他、寄付等

<会計年度>

- 第19条 本会の会計年度、当年9月1日から翌年8月31日までとする。

<会員名簿>

- 第20条 会員名簿の取り扱いに関して、「個人情報保護法」を遵守し、会員への配布は行わない。

<旅 費>

- 第21条 1. 役員が本会を代表して行事等に出席する場合には旅費を支給する。
2. 旅費規程細則は別表に定める。(別表3)

「別表1」

第5条で定める各種事業の概要は次の通りとする。

- (1) 会員相互の親睦に関する事業
  - ・年1回の総会及び県支部会、懇親会の開催
  - ・ゴルフ、グラウンドゴルフ、各種活動
- (2) 定期配布に関する事業
  - ・年2回、爽友会だよりの配布
  - ・カレンダーの配布
- (3) 慶弔見舞金の給付に関する事業
  - ・別表2に記載
- (4) その他本会の目的に関する事業
  - ・ココ・コーラ関連事業の業績向上に繋がる支援事業（ボランティア等）を検討・実施する。

「別表2」

慶弔給付細則

会則第5条3項に定める慶弔見舞金は次の通りとし、会員または家族の届出により支給するものとする。

項目	給付内容	給付基準
長寿祝い金	10,000円	満77歳(喜寿)に達し、または当該年度に達する者 ・当該年度(1月から12月)の9月末に支給する
香典 供花	15,000円	会員が死亡した時 ・香典もしくは供花は遺族が選択
弔電		会員もしくは会員の配偶者が死亡した時

\*連絡先 : CCBJI 熊本工場内 (熊本市南高江3丁目5-1)  
南九州爽友会 096-311-3080  
: 事務局長 080-5215-1036

「別表3」

旅費規程細則

会則第21条に定める旅費は次の通りとする

項目	給付内容	給付基準
交通費	普通運賃	実費を支給する 私有車を使用した場合(事務局長の承認が必要) ・走行距離÷13km×ガソリン時価相場を支給する
宿泊	実費	但し、1泊8,000円を上限とする
日当	3,000円	宿泊を要する場合(1泊2日)
	1,000円	日帰りの場合